

避難行動要支援者の避難を 支援する体制について



令和6年11月22日

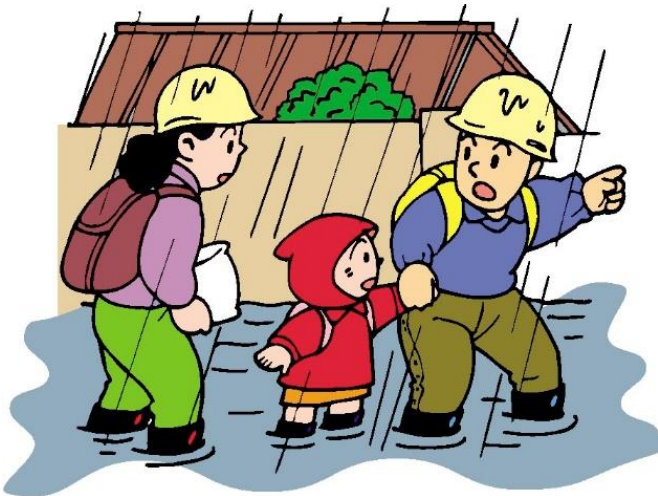
常陸太田市役所保険福祉部
社会福祉課社会福祉係

次 第

- 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新についての取り組み
- 2 災害時における避難行動要支援者名簿の活用について
- 3 避難行動要支援者名簿に係るひなん支援者の保険について



▶ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新についての取り組み



常陸太田市の大規模災害について



平成23年東日本大震災

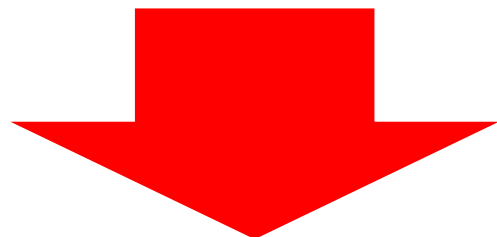


令和元年台風19号の災害



避難行動要支援者名簿の作成について

常陸太田市では、大規模災害の発生に備えて避難行動要支援者名簿を作成しています。



避難行動要支援者名簿とは？

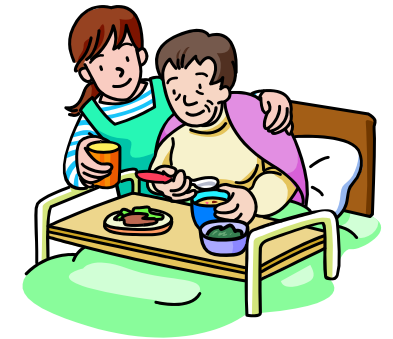
災害時に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者(要介護者、障がい者、ひとり暮らし高齢者等)を掲載した名簿です。

東日本大震災により、多くの高齢者や障がい者が犠牲となった教訓を今後に生かすため、災害対策基本法が改正され、災害時の避難支援や安否確認のための基礎とする名簿を作成することが市町村に義務付けられています。

避難行動要支援者名簿の対象者とは

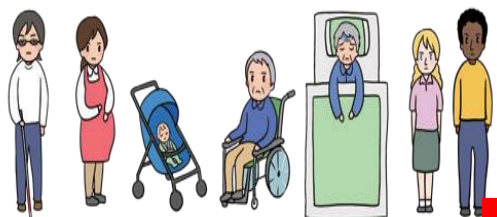
常陸太田市では、次のいずれかに該当する方を名簿登録対象者と定めている。

- ① **在宅で要介護3以上の認定を受けている方**
- ② **在宅で身体障害者手帳1級、2級を所持する身体障害者の方（人工ペースメーカーを装着した方又は人工弁移植、弁置換を行った方は除く。）**
- ③ **在宅で療育手帳○A、Aを所持する知的障害者の方**
- ④ **在宅で精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方**
- ⑤ **自主防災組織及び民生委員・児童委員の協議により特に支援が必要と認められる方（一人暮らしのお年寄りなど）**



避難行動要支援者名簿の登録方法は

①避難行動要支援者



日常の声掛けや見守り等

災害時避難行動に関する支援など

登録申請
(同意)

②市役所



避難行動要支援者名簿と避難行動要支援個別計画の作成

③支援者(避難支援等関係者)



自主防災会、民生委員、消防団、警察、社協など

名簿・個別計画を提供

登録の申請者は、市・町会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ情報提供することに同意できる方を登録。

申請書

ひなん支援を必要とする人

フリガナ **オオタ タロウ** 性別 生 年 月 日

氏 名 **太田 太郎** 男 ☒ 女 ☐ 明治 大正 ☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ ○○ 年 △△ 月 □□ 日

住 所 常陸太田市 ○○ 町 △△△△ 番地

町会名 ○○ 町会 班名 △△ 班

電 話 番号 固定電話 ○○-△△△△ FAX ○○-△△△△

携帯電話 防災行政無線戸別受信機 ☒ 有・無

状 態 ☒ ねたきり ☐ 歩けない ☐ 見えない ☐ 聞こえない ☐ 危ないことが分からない ☐ その他 ()

家族 ☒ ひとりで暮らしている ☐ 高齢の家族と暮らしている ☐ 高齢ではない家族と暮らしている ☐ となりに高齢ではない家族が住んでいる

住宅の形 状 ☒ 一戸建て ☐ アパートなど 日中いる部屋 ☒ 居間

※該当するものに○ ☒ 平屋建 ☐ 2階建 ☐ 3階建以上 ☐ 1階 ☐ 2階 ☐ 3階以上 ☐ 北側 ☒ 東側 ☐ 南側 ☐ 西側

欠かせない飲み薬がある。酸素吸入器が必要。

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿

R 5. 5. 28

番号	申請受付日	氏 名	管理区分	状態	TEL1	緊急連絡先1	緊急連絡先 TEL1	ひなん支援者1	ひなん支援者 TEL1	ひなん支援のときに 気をつけること	
	台帳登録日	性 別	生年月日		TEL2	緊急連絡先2	緊急連絡先 TEL2	ひなん支援者2	ひなん支援者 TEL2		
0001	R 4. 9. 5	太田 花子	常陸太田市金井町〇〇番地	同意者	危ないことが 分からない	72-0000	太田 太郎	72-0000	太田 次郎	72-0000	高血圧症のため投薬あり
	R 5. 1. 31	女									
0002	R 5. 3. 14	太田									車がいます
	R 5. 4. 20	女									

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿

常陸太田市ひなん支援個別計画

ひなん支援個別計画

住所 常陸太田市 ○○ 町 △△△△ 番地

町会名 ○○ 町会 班名 △△ 班

固定電話 ○○-△△△△ FAX ○○-△△△△

携帯電話 防災行政無線戸別受信機 ☒ 有・無

状 態 ☒ ねたきり ☐ 歩けない ☐ 見えない ☐ 聞こえない ☐ 危ないことが分からない ☐ ひとりで暮らしている ☐ 高齢の家族と暮らしている ☐ 高齢ではない家族と暮らしている ☐ となりに高齢ではない家族が住んでいる

常陸太田市では避難行動要支援者名簿やひなん支援個別計画作成システムを茨城計算センターへ委託
※申請書等は資料1

これまでの避難行動要支援者名簿更新の経過①

平成24年

東日本大震災後に名簿作成

平成25年

「災害対策基本法」が改正

令和4年4月

名簿の更新（50町会実施）

令和4年8月

市職員が要支援者の方を
戸別訪問し現地確認

+

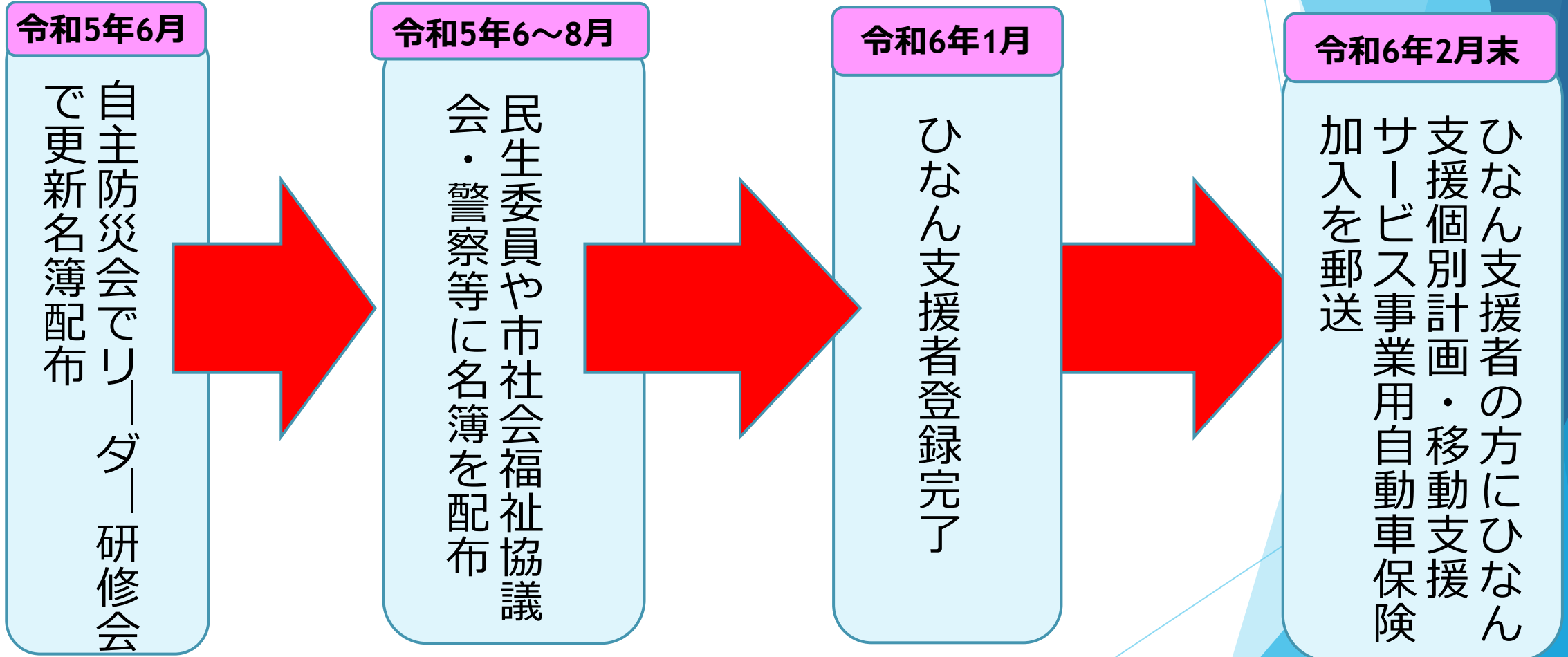
令和5年3月

旧制度の災害時要支援者避難支援制度に名簿登録された方で、平成24年度以降、個別避難計画の更新がなされていらない方に対し、登録継続の確認

令和5年6月

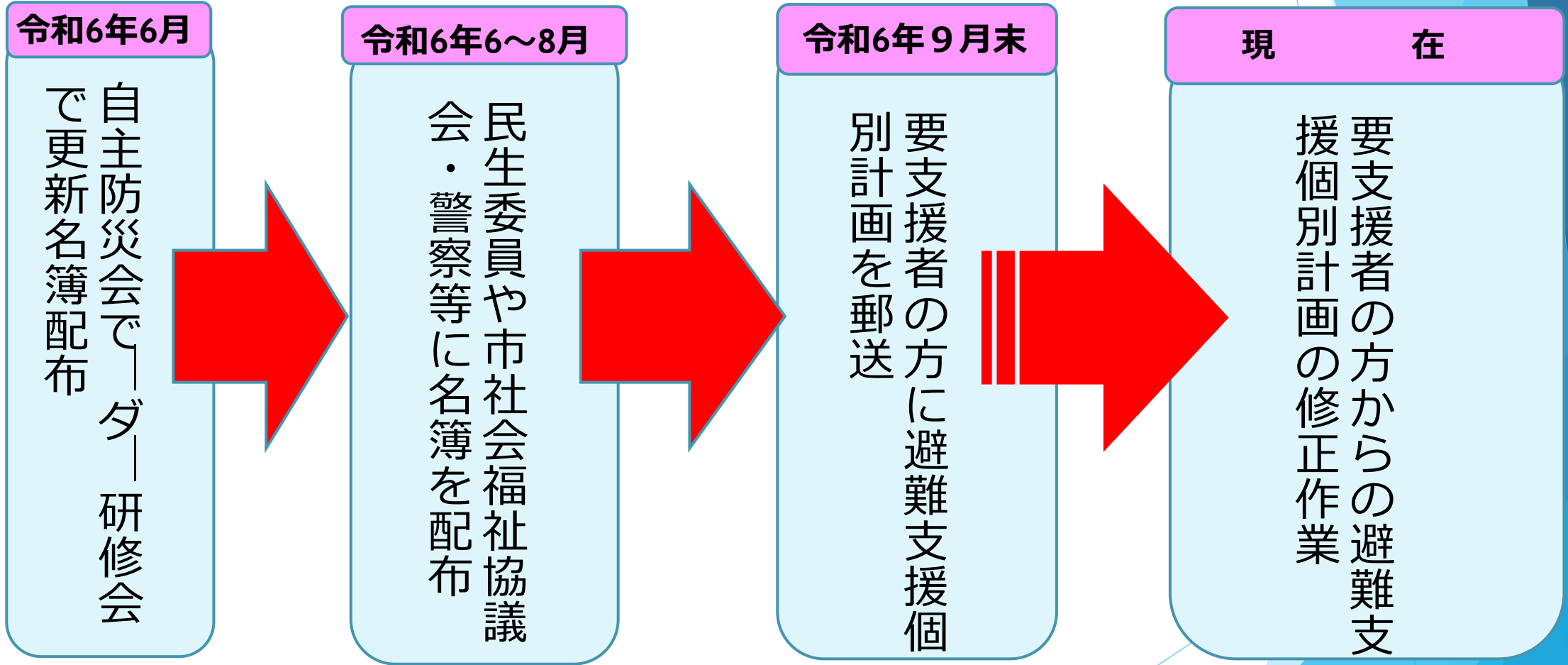
名簿の更新
個別避難計画の作成

これまでの避難行動要支援者名簿更新の経過②



※資料2・4

これまでの避難行動要支援者名簿更新の経過③



※資料3

避難行動要支援者名簿更新の課題について

避難行動要支援者名簿

R 5. 5. 28

番号	申請受付日	氏 名	住 所	管理区分	状態	TEL1	緊急連絡先1	緊急連絡先 TEL1	ひなん支援者1	ひなん支援者 TEL1	ひなん支援のときに 気をつけること
	台帳登録日	性 別	民生委員	生年月日		TEL2	緊急連絡先2	緊急連絡先 TEL2	ひなん支援者2	ひなん支援者 TEL2	
0001	R 4. 9. 5	太田 花子	常陸太田市金井町〇〇番地	同意者	危ないことが分からない	72-0000	太田 太郎	72-0000	太田 次郎	72-0000	高血圧症のため投薬あり
	R 5. 1. 31	女	登録なし	S 8. 6. 1			安藤 安子	090-0000-0000			
0002	R 5. 3. 14	太田 道子						80-00-△△			歩行が困難であるが車いす で移動可能
	R 5. 4. 20	女	登録なし	S 9. 4. 30		090-0000-××	清水 太郎	090-××			
0003	R 5. 3. 20	宮田 達子	常陸太田市金井町△△番地	同意者		72-0000	宮田 太郎	090-0000-〇〇	宮田 均	72-0000	高血圧の薬を服用 補聴 器使用 台帳登録済

空欄はひなん支援者が決まっていない

ひなん支援者とは

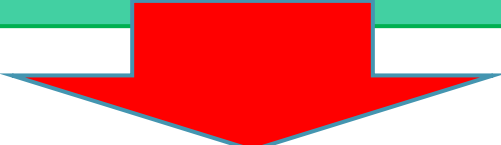
災害発生時に避難行動要支援者の安否確認・避難誘導等の支援をしていただく方です。ひなん支援者は、要支援者を避難させるために重要な役割を果たすため、実効性がある方（近所の方など）をお願いしており原則2名としています。

近所の方がいないまたは近所の方との交流がなくひなん支援者の同意が得られないケースがあり、名簿のひなん支援者の欄が1名のみの記載または空欄になっている。

避難行動要支援者名簿更新の結果

更新前 1, 8 2 4名（令和4年4月1日）

【依頼前】（令和5年6月～9月）



避難行動要支援者 名簿登録者内訳	ひなん支援者2名	ひなん支援者1名	ひなん支援者0名
1 0 5 6名	4 2 5名	3 2 4名	3 0 7名

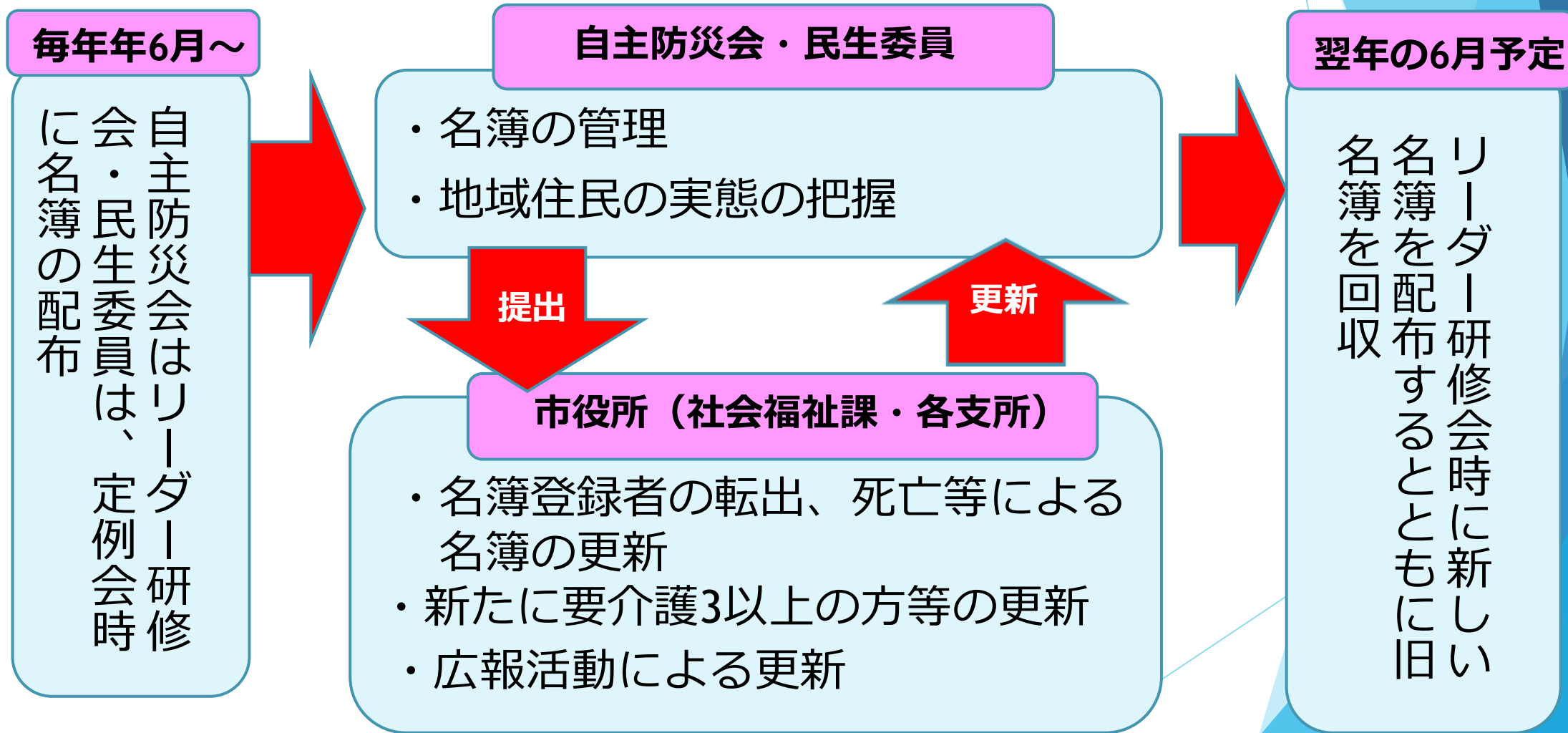
【依頼後】（令5年10月）



避難行動要支援者 名簿登録者内訳	ひなん支援者2名	ひなん支援者1名	ひなん支援者0名
1 0 2 8名	4 5 1名	2 9 2名	2 8 5名

名簿登録者の更新前と更新後と比べると約800名ほど整理することができたが、要支援者の方で、ひなん支援者がいないまたは1人のひなん支援者の方は、自主防災会や民生委員に依頼を行った。

今後の避難行動要支援者名簿の更新について



災害時における避難行動要支援者 名簿の活用について



警戒レベル等について

警戒レベル

避難情報など

大

5



災害発生
または切迫

緊急安全確保

4



災害の
おそれ高い

避難指示

3



災害の
おそれあり

高齢者等避難

2



気象状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報

1



今後気象状況
悪化のおそれ

早期注意情報

小

早めの避難を!

大雨時や夜間は、避難そのものが危険になります。本格的に雨が降り出す前や、明るい時間帯での予防的避難を心がけましょう。

必ず全員が避難

高齢者や障がい者は避難

※警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒
レベル 4
までに必ず
避難!!

災害対策本部



情報グループ

支援グループ **新設**

調整グループ

メール等

自主防災会

地域に声掛けしながら自ら避難

要支援者名簿を基に作成した
個別避難計画に基づく電話連絡等

支援者

要支援者

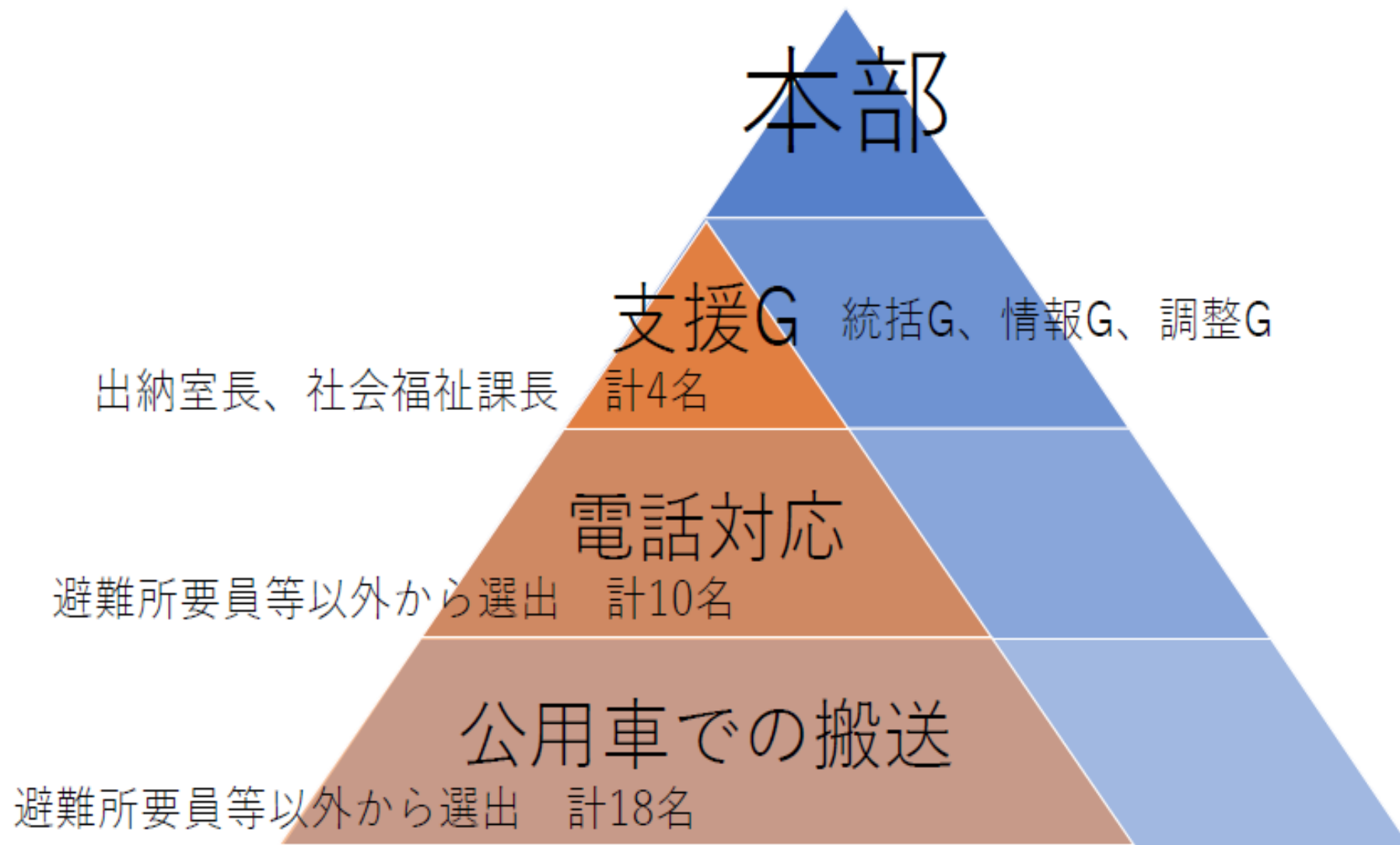
連絡つかず

公的支援実施

開設している避難所へ避難



支援グループの構成



避難行動要支援者名簿の変更について

避難行動要支援者名簿

R 6. 5. 6

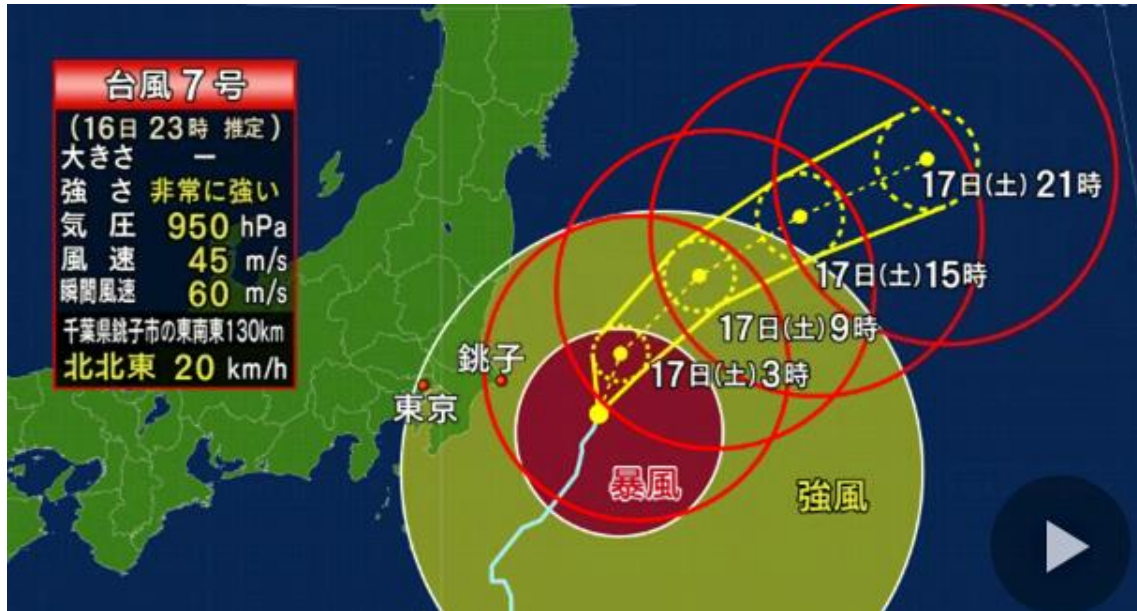
申請受付日	ハザードマップ		氏 名	住 所	管理区分	状態	TEL1	緊急連絡先1	緊急連絡先 TEL1	ひなん支援者1	ひなん支援者 TEL1	ひなん支援のときに 気をつけること
台帳登録日	洪水	土砂	性 別	民生委員	生年月日		TEL2	緊急連絡先2	緊急連絡先 TEL2	ひなん支援者2	ひなん支援者 TEL2	
R 5. 3.15	×	×	太田 花子	常陸太田市金井町〇〇番地	同意者	危険なこと がわからない	72-0000	太田 太郎	72-0000	太田 次郎	72-0000	高血圧のため欠かせない菜がある。
R 5. 4.20			女	〇〇 〇〇	S 7. 3.19			安藤 安子	090-0000-0000			
R 4. 8.23	○	×	太田 道子	常陸太田市金井町〇〇番地	同意者	見えない	72-0000	太田 利明	090-0000-△△			歩行困難なため車いすが必要
R 5. 1.30			女	〇〇 〇〇	S28. 9.27		090-0000-0000	清水 恵美子	090-0000-××			
R 4. 8.23	×	○	金井 達夫	常陸太田市金井町〇〇番地	同意者		72-0000	金井 三郎	090-0000-△△	金井 五郎	090-0000-△△	杖がないと歩けない
R 5. 1.30			男	〇〇 〇〇	S28. 9.27		090-0000-0000			太田 和男	72-0000	

今年から要支援者の方がハザードマップエリアなどか判断できるように名簿を変更しました。

洪水は、0.5メートル以上の浸水想定区域・土砂は、土砂災害危険個所になります

(ハザードマップ浸水・土砂の欄に○・×の記載については、該当の方の場合は○・非該当の方は×と表記)

台風第7号に伴う大雨被害等の対応について



日 時		内 容
令和6年8月15日 (木)	13時00分	情報連絡会議
令和6年8月16日 (金)	7時00分	災害警戒本部設置
	10時00分	災害対策本部設置 避難所開設 4施設
	11時00分	第1回災害対策本部会議
	14時00分	高齢者等避難発令 (市内全域) 避難所開設 5施設
	16時00分	第2回災害対策本部会議
令和6年8月17日 (土)	5時00分	避難所閉鎖 5施設
	6時00分	避難所閉鎖 4施設
		高齢者等避難解除
	10時00分	第3回災害対策本部会議
	10時20分	災害対策本部廃止

支援グループが避難行動要支援者名簿をもとにハザードマップ内（洪水322名・土砂85名）に対しての要支援者に、避難所まで避難できるかどうかの電話かけを行った

→避難所まで公用車での公的避難が6名であったが、支援グループの電話をかけが5時間かかり課題があった。

避難行動要支援者名簿に係る ひなん支援者の保険について



移動支援サービス事業用自動車保険の加入について

○移動支援サービス事業用自動車保険とは

災害時に、自力避難の難しい高齢者や障がい者などの要支援者をひなん支援者の方が自身の車両へ乗せ、避難中に事故が発生した場合、ひなん支援者の方ご自身が加入する自動車保険ではなく、当保険で対応することで、ひなん支援者の方のご負担を軽減させていただくもの。

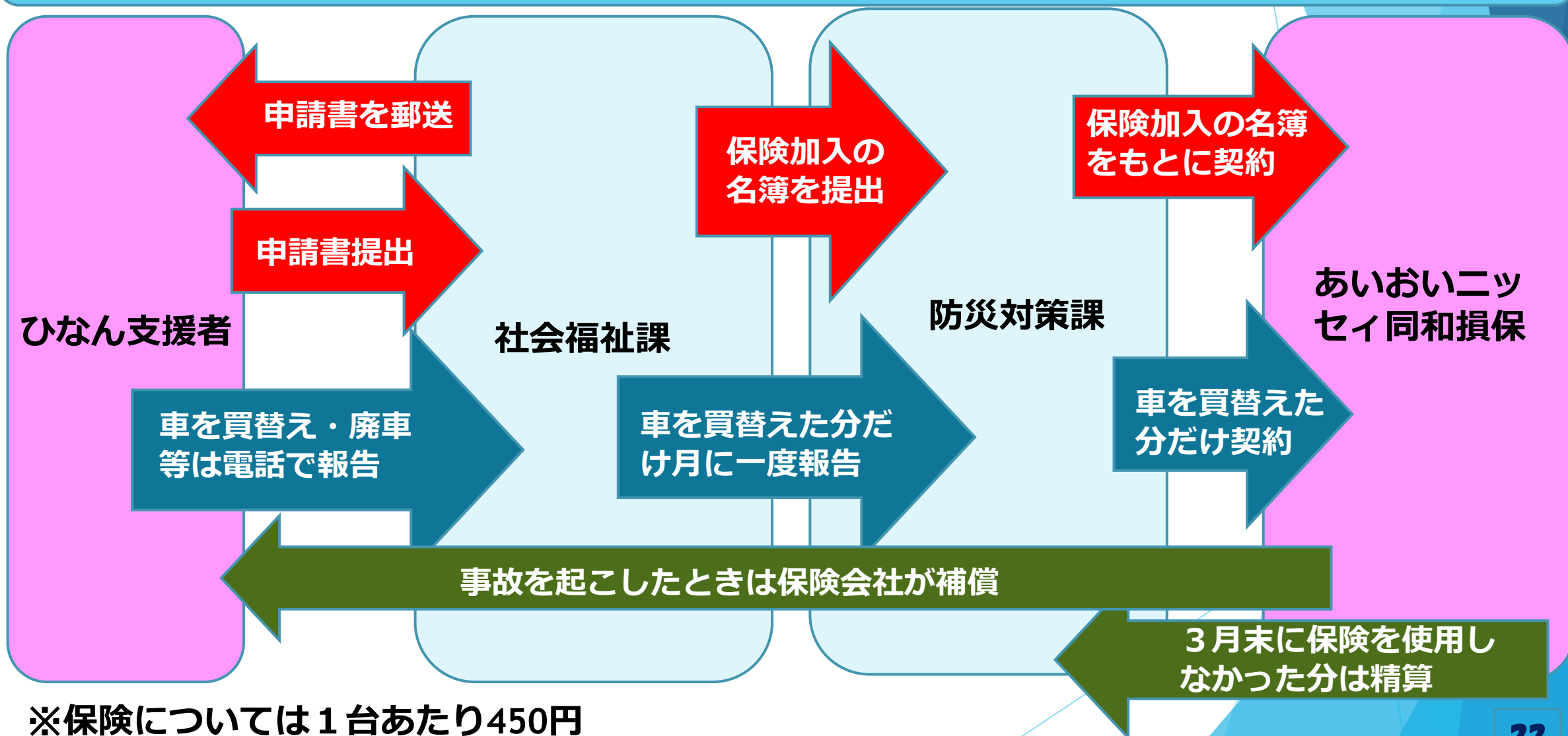
○保険の補償内容

ひなん支援者の方が車で避難支援に出発した時点から、避難支援が終了し自宅等に帰着するまでが保険の対象になります。

区 分	保 障
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
車両保険	なし

※保険の加入料につきまして、ひなん支援者の方のご負担はありません。

移動支援サービス事業用自動車保険の運用について



通知文

ひなん支援者の皆さまへ

常陸太田市長 宮田達夫
(公印省略)

移動支援サービス事業用自動車保険の加入について（お願い）

平素より、本市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市におきましては、大地震や風水害などの災害に備えた避難支援対策を推進しており、昨年10月に「あいおいニッセイ同和損害保険」と包括連携協定を締結し、移動支援サービス事業用自動車保険を設けました。

この保険は災害時に、自力避難の難しい高齢者や障がい者などの要支援者をひなん支援者の方が自身の車両へ乗せ、避難中（走行中）に事故が発生した場合、ひなん支援者の方ご自身が加入する自動車保険ではなく、当保険で対応することで、ひなん支援者の方のご負担を軽減させていただくものです。

保険の加入につきましては、ひなん支援者の方が使用される車両の車名・登録番号（ナンバープレート）が必要となりますので、同封いたしました青色の申請書にご記入のうえ、令和6年〇月〇日（〇）までに返信用封筒にて社会福祉課へ返送してください。

なお、避難支援に使用される可能性がある全ての車両のご登録をお願いいたします。
車を所有されていない場合も申請書をご返送くださいますようお願いいたします。

○保険の補償内容

ひなん支援者の方が車で避難支援に出発した時点から、避難支援が終了し自宅等に帰着するまでが保険の対象になります。

- ①当保険の補償内容につきましては、対人賠償・対物賠償となっており、車両損害については補償されませんのでご了承ください。
- ②当保険の加入料につきまして、ひなん支援者の方のご負担はありません。
申請後、自家用車の買い替え等により車名や登録番号（ナンバープレート）の変更があった場合には、お手数ですが社会福祉課へ連絡をお願いします。

区 分	保 障
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
車両保険	なし

【お問合せ先】

保険に関すること

エージェント
茨城インシュアランスAGENT株式会社
(あいおいニッセイ同和損害保険総轄代理店)

電話 0295-53-5711 担当 村上
防災対策課防災係 電話 72-3111 (内線 351・352)
申請書の書き方について
社会福祉課社会福祉係 電話 72-3111 (内線 141)

※資料4

申請書

提出書類

移動支援サービス事業用自動車保険登録申請書

住所 常陸太田市〇〇町〇〇番地の〇

氏名 〇〇 〇〇 様 (管理番号) 〇〇〇

1. いずれか1つを○で囲んでください。
1. 登録を希望する 2. 登録を希望しない 3. その他車を所有していないなど
2. 自家用車の車名・登録番号（ナンバープレート）の記入をお願いします。
※保険の適用は登録した自家用車に限りです。自家用車を複数台お持ちの方は、台数分の登録番号が必要になります。

①. 車名	登録番号（ナンバープレート）
②. 車名	登録番号（ナンバープレート）
③. 車名	登録番号（ナンバープレート）

記入例 自家用車がトヨタのプリウスで登録番号が水戸 330 ひ 31-11 の場合
車名 登録番号（ナンバープレート）

プリウス	水戸 330 ひ 31-11
------	----------------

返信用封筒により、社会福祉課へ返送をお願いします。

ご清聴ありがとうございました

